

# 福岡県公報

平成27年2月27日  
第3672号

## 目次

### 告示(第135号-第171号)

- 自動車専用道路の指定 (道路維持課) …………… 2
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条  
第1項に定める通行方法 (道路維持課) …………… 2
- 車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条  
第1項に定める通行方法 (道路維持課) …………… 3
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) …………… 3
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) …………… 4
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) …………… 5
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) …………… 6
- 県営住宅の名称及び位置 (県営住宅課) …………… 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………11
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ……………11
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………12
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………12
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ……………12
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ……………13
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) ……………13
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) ……………13
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) ……………14
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) ……………15

- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) ……………15
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更 (保護・援護課) ……………15
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ……………16
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) ……………16
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) ……………17
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………17
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ……………17
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………18
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………18
- 廃棄物が地下にある指定区域の全部解除 (廃棄物対策課) ……………18
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………18
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ……………19
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………19
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ……………19
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………19
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ……………20
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………20
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ……………20
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ……………20

## 公 告

- 落札者等の公示 (企 画 課) ……………21
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………21
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) ……………22
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ……………23
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ……………26
- 平成27年二級建築士及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) ……………28
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (薬 務 課) ……………30

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……30
- 落札者等の公示 (総務事務センター) ……30
- 落札者等の公示 (教育庁企画調整課) ……31
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (砂防課) ……32
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……32
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) ……32
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (保健衛生課) ……33
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (保健衛生課) ……33
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……34

**公安委員会**

- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通規制課) ……34

- 猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示 (警察本部生活安全総務課) ……35

**海区漁業調整委員会**

- 筑前海区における一本釣に使用する集魚灯に係る委員会指示 (漁業管理課) ……35

**内水面漁場管理委員会**

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示 (漁業管理課) ……35
- ブルーギルの駆除推進水域の指定 (漁業管理課) ……36

**告 示**

**福岡県告示第135号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、自動車のみの一般交通の用に供する道路の部分の次とおり指定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
京 築	犀川線 豊前線	豊前市大字塔田4番1先から 豊前市大字久路土91番4先まで	平成27年3月1日

**福岡県告示第136号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備事務所名	路線名	区 間
京 築	県道 犀川線 豊前線	豊前市大字久路土91番4先から 豊前市大字塔田618番6先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材

料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成27年3月1日

**福岡県告示第137号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する道路の路線名、区間等

県土整備 事務所名	路線名	区間
直方	室木 県道 下有木線 若宮	宮若市芹田344番20先から 宮若市芹田398番1先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためにやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法

0.25メートル以上、縦寸法0.13メートル以上（又は横寸法0.13メートル以上、縦寸法0.25メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成27年4月1日

**福岡県告示第138号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の 非自動車はかり (ウに掲げる ものを除く。 )、分銅及び おもりの検査	27年4月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	新宮町
	27年4月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮町役場	
	27年4月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	新宮相島漁業協同組合 本所	
	27年4月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	古賀市
	27年4月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	
	27年4月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	古賀東区公民館	

	27年4月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	須恵町カルチャーセンター	須恵町
	27年4月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	宇美町消防会館	宇美町
	27年4月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	久山町役場 旧森林組合横	久山町
	27年4月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	オアシス篠栗	篠栗町
	27年4月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	志免町生涯学習1号館	志免町
	27年4月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	志免町生涯学習1号館	
	27年4月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	粕屋町役場 北側車庫	粕屋町
	27年4月23日から 27年6月22日まで		左欄の間に行う検査については、新宮町、古賀市、須恵町、宇美町、久山町、篠栗町、志免町及び粕屋町と協議の上、指示する。	新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 志免町 粕屋町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	27年4月23日から 27年6月22日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 志免町 粕屋町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超える	27年4月23日から 27年6月22日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 志免町 粕屋町

ものの検査				
-------	--	--	--	--

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	27年4月23日から 27年7月22日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		新宮町 古賀市 須恵町 宇美町 久山町 篠栗町 志免町 粕屋町

#### 福岡県告示第139号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

#### 2 検査日時及び会場

##### (1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	27年5月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A筑前あさくら宝珠山営農センター	東峰村
	27年5月12日	10:30~12:00 13:00~15:00	小石原公民館	
	27年5月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	めくばーる	筑前町
	27年5月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	
	27年5月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	筑前町役場	

27年5月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	ファームステーション バサロ	朝倉市	
27年5月19日	10:00~12:00	久喜宮コミュニティ		
	13:00~15:00	J A 筑前あさくら志波支店		
27年5月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	J A 筑前あさくら杷木支店		
27年5月21日	10:30~12:00 13:00~15:00	J A 筑前あさくら高木支店		
27年5月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉体育センター		
27年5月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	秋月BATABATA市場		
27年5月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所		
27年5月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所		
27年5月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所		
27年5月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	朝倉市役所		
27年6月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館柔剣道場		小郡市
27年6月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	小郡市体育館柔剣道場		
27年6月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	大刀洗町役場	大刀洗町	
27年6月11日から 27年8月10日まで	左欄の間に行う検査については、東峰村、筑前町、朝倉市、小郡市及び大刀洗町と協議の上、指示する。		東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町	
イ ひょう量が 300kgを超える 非自動はかり (ウに掲げる ものを除く。 )、分銅及	27年6月11日から 27年8月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町	

びおもりの検査			
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数 が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数 が2,000を超えるものの検査	27年6月11日から 27年8月10日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受 検できない非自動はかり、分銅 及びおもりの検査	27年6月11日から 27年9月10日まで			東峰村 筑前町 朝倉市 小郡市 大刀洗町

**福岡県告示第140号**

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が		10:00~12:00	小波瀬コミュニティセ	



300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	27年6月15日		ンター	荇田町
		13:00~15:00	三原文化会館	
	27年6月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	三原文化会館	みやく町
	27年6月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやく町中央公民館	
	27年6月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやく町役場 豊津支所別館	
	27年6月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	みやく町勝山体育館	行橋市
	27年6月22日	10:00~12:00	行橋市仲津公民館	
		13:00~15:00	行橋市今川公民館	
	27年6月24日	10:00~12:00	行橋市延永公民館	
		13:00~15:00	行橋市民会館	
27年6月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	行橋市民会館		
27年6月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	行橋市民会館		
27年6月27日から 27年8月26日まで	左欄の間に行う検査については、荇田町、みやく町及び行橋市と協議の上、指示する。		荇田町 みやく町 行橋市	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	27年6月27日から 27年8月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荇田町 みやく町 行橋市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び	27年6月27日から 27年8月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荇田町 みやく町 行橋市

2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査				
----------------------------	--	--	--	--

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	27年6月27日から 27年9月26日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		荇田町 みやく町 行橋市

福岡県告示第141号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年2月27日  
福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関  
一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場  
(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	27年7月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	赤村住民センター	赤村
	27年7月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅 歓遊舎ひこさん	添田町
	27年7月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅 歓遊舎ひこさん	
	27年7月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	添田町役場	

	27年7月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	大任町役場	大任町
	27年7月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町下真崎公民館	川崎町
	27年7月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	川崎町民会館	
	27年7月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町中央公民館	福智町
	27年7月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町公民館方城分館	
	27年7月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	福智町公民館金田分館	
	27年7月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸田町役場 敷地内駐車場	糸田町
	27年7月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	香春町勤労者研修センター (なごみの杜 かわら)	香春町
	27年7月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	香春町勤労者研修センター (なごみの杜 かわら)	
	27年7月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川青少年文化ホール	田川市
	27年7月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川青少年文化ホール	
	27年7月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川青少年文化ホール	
	27年7月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	田川青少年文化ホール	
	27年7月29日から 27年9月28日まで		左欄の間に行う検査については、赤村、添田町、大任町、川崎町、福智町、糸田町、香春町及び田川市と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 糸田町 香春町 田川市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はか				赤村 添田町 大任町

り(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	27年7月29日から 27年9月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	川崎町 福智町 糸田町 香春町 田川市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	27年7月29日から 27年9月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 糸田町 香春町 田川市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	27年7月29日から 27年10月28日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	赤村 添田町 大任町 川崎町 福智町 糸田町 香春町 田川市

**福岡県告示第142号**

福岡県営住宅条例(平成9年福岡県条例第69号)第3条第2項の規定により次のように県営住宅の名称及び位置を定めたので、公示する。

県営住宅の名称及び位置(平成19年3月福岡県告示第680号)は、平成27年2月26日限り廃止する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

名称	位置
福岡県営田ノ浦住宅	北九州市門司区
福岡県営新開住宅	北九州市門司区
福岡県営大里住宅	北九州市門司区
福岡県営藤ノ木住宅	北九州市若松区
福岡県営二島住宅	北九州市若松区
福岡県営高須住宅	北九州市若松区
福岡県営久岐の浜住宅	北九州市若松区
福岡県営桜ヶ丘住宅	北九州市戸畑区
福岡県営椎ノ木谷住宅	北九州市戸畑区
福岡県営高峰住宅	北九州市戸畑区
福岡県営新池住宅	北九州市戸畑区
福岡県営高坊住宅	北九州市小倉北区
福岡県営足原住宅	北九州市小倉北区
福岡県営延命寺住宅	北九州市小倉北区
福岡県営吉田住宅	北九州市小倉南区
福岡県営日豊住宅	北九州市小倉南区
福岡県営枝光住宅	北九州市八幡東区
福岡県営春ノ町住宅	北九州市八幡東区
福岡県営南八千代住宅	北九州市八幡西区
福岡県営大原住宅	北九州市八幡西区
福岡県営水三番住宅	北九州市八幡西区
福岡県営本城住宅	北九州市八幡西区
福岡県営折尾東住宅	北九州市八幡西区
福岡県営浅川住宅	北九州市八幡西区
福岡県営本城西住宅	北九州市八幡西区
福岡県営御幸町住宅	福岡市東区
福岡県営浜男住宅	福岡市東区
福岡県営松崎住宅	福岡市東区
福岡県営浜松住宅	福岡市東区

福岡県営城浜住宅	福岡市東区
福岡県営西戸崎住宅	福岡市東区
福岡県営高松住宅	福岡市東区
福岡県営香椎浜住宅	福岡市東区
福岡県営高須磨住宅	福岡市東区
福岡県営東領住宅	福岡市博多区
福岡県営東領第二住宅	福岡市博多区
福岡県営上牟田住宅	福岡市博多区
福岡県営月隈住宅	福岡市博多区
福岡県営板付住宅	福岡市博多区
福岡県営千代住宅	福岡市博多区
福岡県営鳥飼住宅	福岡市中央区
福岡県営旭ヶ丘住宅	福岡市南区
福岡県営老司住宅	福岡市南区
福岡県営壱岐住宅	福岡市西区
福岡県営玄界小浜住宅	福岡市西区
福岡県営内野住宅	福岡市早良区
福岡県営天領住宅	大牟田市
福岡県営龍湖瀬住宅	大牟田市
福岡県営新町住宅	大牟田市
福岡県営平ノ下住宅	大牟田市
福岡県営久福木住宅	大牟田市
福岡県営辻の前住宅	大牟田市
福岡県営開田住宅	大牟田市
福岡県営高泉住宅	大牟田市
福岡県営黒崎住宅	大牟田市
福岡県営小浜住宅	大牟田市
福岡県営小浜第二住宅	大牟田市
福岡県営平野山住宅	大牟田市
福岡県営牟田山住宅	久留米市



福岡県営西町住宅	久留米市
福岡県営合川住宅	久留米市
福岡県営南町住宅	久留米市
福岡県営花園住宅	久留米市
福岡県営津福住宅	久留米市
福岡県営高良内住宅	久留米市
福岡県営与田住宅	久留米市
福岡県営梅林住宅	久留米市
福岡県営田主丸住宅	久留米市
福岡県営宮の陣住宅	久留米市
福岡県営津福今町住宅	久留米市
福岡県営東合川住宅	久留米市
福岡県営大善寺住宅	久留米市
福岡県営小森野住宅	久留米市
福岡県営城島住宅	久留米市
福岡県営林光寺住宅	直方市
福岡県営頓野住宅	直方市
福岡県営鯨田住宅	飯塚市
福岡県営清水谷住宅	飯塚市
福岡県営相田住宅	飯塚市
福岡県営天道住宅	飯塚市
福岡県営彼岸原住宅	飯塚市
福岡県営勢田住宅	飯塚市
福岡県営福ヶ坂住宅	飯塚市
福岡県営有安住宅	飯塚市
福岡県営有安第二住宅	飯塚市
福岡県営立住宅	飯塚市
福岡県営額田中央住宅	飯塚市
福岡県営愛宕住宅	飯塚市
福岡県営明星寺住宅	飯塚市

福岡県営花瀬住宅	飯塚市
福岡県営伊田原住宅	田川市
福岡県営夏吉住宅	田川市
福岡県営小松原住宅	田川市
福岡県営伊加利住宅	田川市
福岡県営大浦住宅	田川市
福岡県営田川中央住宅	田川市
福岡県営あさひ台住宅	田川市
福岡県営城山住宅	田川市
福岡県営佃住宅	柳川市
福岡県営蒲池住宅	柳川市
福岡県営矢留住宅	柳川市
福岡県営南馬場住宅	八女市
福岡県営宅間田住宅	八女市
福岡県営花宗橋住宅	八女市
福岡県営久富住宅	筑後市
福岡県営長浜住宅	筑後市
福岡県営赤坂住宅	筑後市
福岡県営高銭野住宅	筑後市
福岡県営大坪住宅	大川市
福岡県営小保住宅	大川市
福岡県営稲童住宅	行橋市
福岡県営行事住宅	行橋市
福岡県営大橋住宅	行橋市
福岡県営中津熊住宅	行橋市
福岡県営金屋住宅	行橋市
福岡県営新地住宅	行橋市
福岡県営豊住宅	行橋市
福岡県営青豊住宅	豊前市
福岡県営宇島住宅	豊前市

福岡県営三毛門住宅	豊前市
福岡県営松ヶ岡住宅	中間市
福岡県営池田住宅	中間市
福岡県営中鶴住宅	中間市
福岡県営あさぎり住宅	中間市
福岡県営大根土住宅	中間市
福岡県営開住宅	小郡市
福岡県営寺福童住宅	小郡市
福岡県営若山住宅	小郡市
福岡県営塔ノ原住宅	筑紫野市
福岡県営修理田住宅	筑紫野市
福岡県営宝満荘住宅	筑紫野市
福岡県営二日市住宅	筑紫野市
福岡県営日の出町住宅	春日市
福岡県営竹ノ本住宅	春日市
福岡県営山田住宅	大野城市
福岡県営月の浦住宅	大野城市
福岡県営東郷住宅	宗像市
福岡県営鐘崎住宅	宗像市
福岡県営大島住宅	宗像市
福岡県営神湊住宅	宗像市
福岡県営深浜住宅	宗像市
福岡県営前原住宅	糸島市
福岡県営有田住宅	糸島市
福岡県営東浜山住宅	古賀市
福岡県営さや住宅	古賀市
福岡県営福岡住宅	福津市
福岡県営東福岡住宅	福津市
福岡県営一ノ瀬住宅	うきは市
福岡県営うきは住宅	うきは市

福岡県営蓮町住宅	うきは市
福岡県営長井鶴住宅	宮若市
福岡県営金丸住宅	宮若市
福岡県営宮田住宅	宮若市
福岡県営又原住宅	朝倉市
福岡県営頓田住宅	朝倉市
福岡県営鳩胸住宅	朝倉市
福岡県営比良松住宅	朝倉市
福岡県営恵比須住宅	朝倉市
福岡県営ゆうひが丘住宅	嘉麻市
福岡県営山野住宅	嘉麻市
福岡県営鴨生住宅	嘉麻市
福岡県営漆生住宅	嘉麻市
福岡県営牛隈住宅	嘉麻市
福岡県営碓井住宅	嘉麻市
福岡県営北斗台住宅	嘉麻市
福岡県営鴨生藤見台住宅	嘉麻市
福岡県営下小川住宅	みやま市
福岡県営渡瀬住宅	みやま市
福岡県営飛嶽住宅	糟屋郡宇美町
福岡県営坂瀬住宅	糟屋郡志免町
福岡県営志免松ヶ丘住宅	糟屋郡志免町
福岡県営川子住宅	糟屋郡須恵町
福岡県営芦屋住宅	遠賀郡芦屋町
福岡県営大君住宅	遠賀郡芦屋町
福岡県営頃末住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営古賀住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営おかの台住宅	遠賀郡水巻町
福岡県営三吉住宅	遠賀郡岡垣町
福岡県営遠賀住宅	遠賀郡遠賀町

福岡県営勝野住宅	鞍手郡小竹町
福岡県営八尋住宅	鞍手郡鞍手町
福岡県営倉坂住宅	鞍手郡鞍手町
福岡県営土師住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営貴船住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営泉ヶ丘住宅	嘉穂郡桂川町
福岡県営下高場住宅	朝倉郡筑前町
福岡県営菊池住宅	三井郡大刀洗町
福岡県営大木住宅	三潁郡大木町
福岡県営山崎住宅	八女市
福岡県営兼松住宅	八女市
福岡県営ゆいのもり住宅	八女市
福岡県営須川住宅	田川郡香春町
福岡県営峰地住宅	田川郡添田町
福岡県営宮床住宅	田川郡糸田町
福岡県営川崎住宅	田川郡川崎町
福岡県営丸山住宅	田川郡川崎町
福岡県営池尻住宅	田川郡川崎町
福岡県営西川崎住宅	田川郡川崎町
福岡県営西本町住宅	田川郡川崎町
福岡県営東洋住宅	田川郡川崎町
福岡県営田原住宅	田川郡川崎町
福岡県営五ヶ辻住宅	田川郡赤村
福岡県営赤池住宅	田川郡福智町
福岡県営板屋住宅	田川郡福智町
福岡県営金田住宅	田川郡福智町
福岡県営方城住宅	田川郡福智町
福岡県営尾倉住宅	京都郡苅田町
福岡県営幸町住宅	京都郡苅田町
福岡県営向山住宅	京都郡苅田町

福岡県営小長田住宅	京都郡みやこ町
福岡県営徳永住宅	京都郡みやこ町
福岡県営谷山住宅	京都郡みやこ町
福岡県営今里住宅	京都郡みやこ町
福岡県のぞみヶ丘住宅	京都郡みやこ町
福岡県営直江住宅	築上郡吉富町
福岡県営下唐原住宅	築上郡上毛町
福岡県営椎田住宅	築上郡築上町
福岡県営築城住宅	築上郡築上町
福岡県営中ノ原住宅	築上郡築上町

## 福岡県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	田主丸黒木線	前	八女市上陽町上横山3953番1先から 八女市上陽町上横山3992番2先まで	5.5 ～ 8.5	18.0
			後	八女市上陽町上横山3953番1先から 八女市上陽町上横山3992番2先まで	8.5 ～ 12.0	

## 福岡県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成27年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	田主丸黒木線	八女市上陽町上横山3953番1先から 八女市上陽町上横山3992番2先まで

**福岡県告示第145号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	塔瀬十字線 小郡	前	朝倉市桑原5番2先から 朝倉市桑原15番先まで	11.0 ～ 12.4	77.0
			後	朝倉市桑原5番2先から 朝倉市桑原15番先まで	11.0 ～ 12.4	77.0

**福岡県告示第146号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
京 築	県道	犀川前線	前	豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字千束260番1先まで	5.5 ～ 13.0	4,104.5	
			前	豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字千束260番1先まで	6.7 ～ 32.0	4,758.9	うち一般国道10号 重用延長 495.6 メートル
			後	豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字千束260番1先まで	5.5 ～ 13.0	4,104.5	
			後	豊前市大字山内396番1先から 豊前市大字千束260番1先まで	6.7 ～ 35.8	4,758.9	うち一般国道10号 重用延長 495.6 メートル

**福岡県告示第147号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀川前線	豊前市大字久路土212番1先から 豊前市大字塔田618番6先まで

**福岡県告示第148号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀 川 線 豊 前	豊前市大字塔田4番1先から 豊前市大字久路土91番4先まで

**福岡県告示第149号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
大野生131	本村内科医院	大野城市白木原一丁目11番16号	H27・1・1
大野生132	たさか整形外科クリニック	大野城市大池一丁目7番地2	H27・1・1
春生161	みなみクリニック	春日市桜ヶ丘四丁目18番	H27・1・1
春生162	石津病院	春日市大谷一丁目73番地	H27・1・1

朝倉生64	福岡医院	朝倉市三奈木3111番地2	H27・1・1
朝倉生62	富田産婦人科医院	朝倉市甘木1979番地8	H27・1・1
朝倉生63	手島眼科医院	朝倉市杷木寒水5	H27・1・1
宗遠生12	齋藤シーサイドレディーズクリニック	遠賀郡芦屋町大字山鹿852-77	H26・10・1
宗遠生13	浦野眼科医院	遠賀郡水巻町頃末北四丁目7-2	H27・1・1
行生142	村上整形外科医院	行橋市行事七丁目23番38号	H27・2・1
古生歯71	古賀天神歯科クリニック えがおこども歯科	古賀市天神一丁目3番1号	H27・1・1
大野生歯131	はち歯科医院	大野城市川久保一丁目12番10号	H27・1・1
筑生歯58	下川歯科医院	筑後市大字和泉89番地1	H27・1・1
筑生歯59	よしいずみ歯科	筑後市大字長浜4-1	H27・2・1
八女生歯75	とくどめ歯科医院	八女市井延字石崎1-1	H27・1・1
大生歯214	大牟田まさむね歯科医院	大牟田市有明町二丁目2-1	H27・1・1
み生薬29	くじら堂薬局	みやま市高田町江浦280-5	H26・8・1
大生薬186	つがに調剤薬局	大牟田市大字新町68-2-1F	H27・2・1
飯生訪13	ひかり訪問看護ステーション	飯塚市西徳前13-6	H27・1・1

**福岡県告示第150号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野生86	本村内科医院	大野城市白木原一丁目11-16	H26・12・31
大野生122	たさか整形外科クリニック	大野城市大池一丁目7-3	H26・12・31
春生107	岡部病院	春日市大谷一丁目73	H26・12・31
朝倉生8	福岡医院	朝倉市三奈木3111-2	H26・12・31
朝倉生11	富田産婦人科医院	朝倉市甘木1979-8	H26・12・31
朝倉生25	手島眼科医院	朝倉市杷木寒水5	H26・12・31
飯生317	医療法人泰星会 大田医院	飯塚市阿恵384-4	H26・11・15
宗遠生4	浦野眼科医院	遠賀郡水巻町頃末北四丁目7-2	H26・12・31
中生10	山名医院	中間市長津一丁目14-23	H26・12・31
古生歯68	古賀天神歯科クリニック	古賀市天神一丁目3-1-1F	H26・12・31
大野生歯126	はち歯科医院	大野城市川久保一丁目12-10	H26・12・31
筑生歯24	下川歯科医院	筑後市大字和泉89-1	H26・12・31
大生歯213	大牟田まさむねデンタルクリニック	大牟田市有明町二丁目2-1	H26・12・31
飯生歯18	吉原歯科医院	飯塚市飯塚4-17	H26・12・16
み生薬23	くじら堂薬局	みやま市高田町江浦280-5	H26・7・31

### 福岡県告示第151号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

### 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
八女生103	医療法人樋口整形外科東洋医学ひぐちクリニック	東洋医学 ひぐちクリニック	八女市大島18-1	H26・9・12
み生27	医療法人弘恵会ヨコクラ病院	ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施480番地2	H26・10・13
み生22	医療法人工藤胃腸科内科医院	医療法人工藤内科	みやま市瀬高町太神1334-1	H26・11・1
大野生歯26	くぼ歯科医院	くぼ歯科クリニック	大野城市平野台一丁目17番8号	H25・4・2
福津生薬28	つつじ薬局 福津店	きらり薬局 福津店	福津市宮司浜三丁目27-9	H27・1・1
大野生薬70	居宅訪問薬局つつじ	きらり薬局 大野城店	大野城市瓦田四丁目15-26 パークサイド大野城2階G号	H27・1・1

### 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津生49	医療法人たけなかこどもクリニック	福津市中央六丁目21-30	福津市中央六丁目22番33号	H26・9・9
み生27	ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施394	みやま市高田町濃施480番地2	H26・10・13
大生307	医療法人飯田クリニック	大牟田市浄真町44	大牟田市正山町29	H26・11・17
飯生249	松隈眼科医院	飯塚市吉原町2-2	飯塚市吉原町2番6号浅原ビル2階	H27・1・1
み生薬20	そうごう薬局渡瀬店	みやま市高田町濃施423	みやま市高田町濃施471-1	H26・10・14
み生訪	訪問看護ス	みやま市高田町濃施	みやま市高田町濃施	



2	テーション すいせん	394番地	480番地2	H26・10・13
大生訪 17	あっとほー む訪問看護 ステーション	大牟田市大正町五丁目 2-1	大牟田市右京町50番1	H25・8・21

## 福岡県告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
田生マ32	荒木 君枝（訪問マッ サージ サムズアップ ）	田川市大字弓削田1279	H26・11・6
八女生マ 11	永富 和彦（新町マッ サージ治療院）	八女市本町2-542	H26・12・1
大野生マ 8	森 良太（訪問医療マ ッサージ きらめき）	大野城市上大利五丁目5の8リ ブレア102	H27・1・30
大生柔68	吉松 賢治（よしまつ 整骨院）	大牟田市中町二丁目9-10 恵 比須ビル103号	H27・2・5
大生柔69	松田 竜二（松田整骨 院）	大牟田市天領町一丁目287-1	H26・9・10
宰生柔39	篠原 周作（五条いき いき整骨院）	太宰府市五条四丁目3-38	H26・12・1
う生柔4	高松 重之（うきは整 骨院）	うきは市浮羽町朝田590-11	H27・1・1

粕生柔108	宮崎 誠士（新宮中央 整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5- 11	H26・12・1
粕生柔109	犬塚 亜由美（新宮中 央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5- 11	H26・12・1
粕生はき 9	石川 泰之（大きな森 の鍼灸院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1- 1	H26・12・1

## 福岡県告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田生柔38	宮崎 亜紗美（長生庵 ）	田川市大字伊田2741-11 KM ビル1階	H26・11・1
宰生柔33	犬塚 亜由美（五条い いき整骨院）	太宰府市五条四丁目3-38	H26・12・1
う生柔1	菅村 光祐（うきは整 骨院）	うきは市浮羽町朝田590-11	H26・12・31
筑紫地生 はき4	藤野 徹行（内野鍼灸 院）	筑紫郡那珂川町片縄四丁目21	H26・7・1
筑紫地生 はき5	村田 彩華（内野鍼灸 院）	筑紫郡那珂川町片縄四丁目21	H26・7・1

## 福岡県告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶

者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京生柔7	ひさたに整骨院	京都郡苅田町新津三丁目2-11 グレースヴィラ小波瀬1F-2号	京都郡苅田町新津一丁目11番地18	H27・1・5

**福岡県告示第155号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
八女支33	八女市東部地域包括支援センター	八女市黒木町今1314-1	H26・11・1	予支援
宰居80	あいびーん訪問看護	太宰府市五条四丁目2-5	H26・12・1	訪介・訪看・予訪介・予訪看
行居126	リハビリデイサービスりふるゆくはし	行橋市大字高瀬379-1	H27・2・1	通介・予通介

古居67	訪問介護タクシーとい株式会社	古賀市日吉一丁目27-24	H26・12・1	訪介・予訪介
粕居180	株式会社HARU'S ホーム デイサービスセンター 笑楽庵	糟屋郡宇美町障子岳二丁目10-15	H27・1・1	通介・予通介
み支28	ケアプランセンターきゃんばす	みやま市高田町濃施653-1	H26・1・1	居支

**福岡県告示第156号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
み介27	医療法人弘恵会ヨコクラ病院	ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施480-2	H26・10・13
福津居52	つつじ薬局福津店	きらり薬局福津店	福津市宮司浜三丁目27-9	H27・1・1
大野介薬70	居宅訪問薬局つつじ	きらり薬局 大野城店	大野城市瓦田四丁目15-26（2階G号）	H27・1・1
中介薬30	薬司堂調剤薬局	薬司堂薬局	中間市東中間二丁目12-23	H27・2・2
大野支9	株式会社介護支援ネットワーク九州大野城支店	ケアプランセンターせんだん	大野城市大城四丁目2-13	H27・2・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
み介27	ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施394	みやま市高田町濃施480-2	H26・10・13
み介薬12	そうごう薬局渡瀬店	みやま市高田町濃施423	みやま市高田町濃施471-1	H26・10・14
中介薬30	薬司堂薬局	中間市大字中間2631-3	中間市東中間二丁目12-23	H27・2・2
小居24	ハートフルシマダ訪問看護ステーション	小郡市小郡187-25	小郡市小郡278-17	H26・12・13
み居49	訪問看護ステーションすいせん	みやま市高田町濃施394	みやま市高田町濃施480-2	H26・10・13
大野支9	ケアプランセンターせんだん	大野城市瓦田二丁目9-3	大野城市大城四丁目2-13	H27・2・1
大野居14	つどい処せんだん	大野城市瓦田二丁目9-3	大野城市大城四丁目2-13	H27・2・1
み支14	ケアプランサービスすいせん	みやま市高田町濃施394	みやま市高田町濃施480-2	H26・10・13

## 福岡県告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
朝倉介8	福岡病院	朝倉市三奈木3111-2	H26・12・31
筑介歯24	下川歯科医院	筑後市大字和泉89-1	H26・12・31
田居200	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田3439-1	H26・12・31
直支37	ケアプランセンターまいん	直方市新知町4-28	H26・12・31
み居38	デイ・サービスセンターほたる	みやま市瀬高町坂田91-1	H26・12・31

## 福岡県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	一般 国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字西隈387番49先から筑紫郡那珂川町道善五丁目60番1先まで	12.4 ～ 69.6	1,560.0
			後	筑紫郡那珂川町大字西隈387番49先から筑紫郡那珂川町道善五丁目60番1先まで	12.4 ～ 69.6	1,560.0

## 福岡県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町後野一丁目94番1先から 筑紫郡那珂川町後野二丁目52番4先まで

#### 福岡県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	後野線 福岡	前	筑紫郡那珂川町後野二丁目51番1先から 筑紫郡那珂川町後野二丁目63番1先まで	10.5 ～ 15.4	74.0
			後	筑紫郡那珂川町後野二丁目51番1先から 筑紫郡那珂川町後野二丁目64番1先まで	10.9 ～ 16.8	

#### 福岡県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	那珂川 大野城線	前	筑紫郡那珂川町後野二丁目34番2先から 筑紫郡那珂川町松原580番4先まで	16.0 ～ 70.0	1,609.0
			後	筑紫郡那珂川町後野二丁目34番2先から 筑紫郡那珂川町松原580番4先まで	16.0 ～ 44.0	

#### 福岡県告示第162号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第4項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地の区域（平成26年5月福岡県告示第497号）による指定区域の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

- 指定を解除する区域  
大野城市大字乙金106番13の一部、112番2の一部及び196番2の一部並びに乙金台三丁目202番4の一部
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分  
法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

#### 福岡県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	田主丸 黒 木 線	前	八女市上陽町上横山4119 番1先から 八女市上陽町上横山4110 番1先まで	11.0 ～ 14.0	45.3
			後	八女市上陽町上横山4119 番1先から 八女市上陽町上横山4110 番1先まで	11.0 ～ 18.3	45.3

#### 福岡県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	田主丸 黒 木 線	八女市上陽町上横山4119番1先から 八女市上陽町上横山4110番1先まで

#### 福岡県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	浮 羽 石川内 線	前	八女市矢部村北矢部1552 番3先から 八女市矢部村北矢部1552 番1先まで	10.8 ～ 14.8	22.6
			後	八女市矢部村北矢部1552 番3先から 八女市矢部村北矢部1552 番1先まで	10.8 ～ 21.0	22.6

#### 福岡県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	浮 羽 石川内 線	八女市矢部村北矢部1552番3先から 八女市矢部村北矢部1552番1先まで

#### 福岡県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

## 福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	富 多 線 大 城	前	久留米市北野町中川900番1先から 久留米市北野町中川946番1先まで	8.6 ～ 9.4	145.8
			後	久留米市北野町中川900番1先から 久留米市北野町中川946番1先まで	9.0 ～ 9.8	145.8

## 福岡県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	富 多 線 大 城	久留米市北野町中川900番1先から 久留米市北野町中川946番1先まで

## 福岡県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	塔 瀬 十 字 字 線 小 郡	前	小郡市下岩田1846番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	6.4 ～ 18.2	230.4
			後	小郡市下岩田1846番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	10.8 ～ 21.4	230.4
			後	小郡市下岩田1846番1先から 小郡市下岩田2560番先まで	10.4 ～ 17.8	229.6

## 福岡県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	496号	京都郡みやこ町犀川上伊良原420番先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで

## 福岡県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。



平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
朝倉	県道	八女春線 香春線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山6336番先から朝倉郡東峰村大字宝珠山31番11先まで	4.5 ～ 8.2	191.5	うち一般国道211号重用延長117.9m
			後	朝倉郡東峰村大字宝珠山6336番先から朝倉郡東峰村大字宝珠山6340番4先まで	7.8 ～ 8.2	29.5	うち一般国道211号重用延長29.5m

## 公 告

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 工事名  
県道飯塚福岡線見坂工区トンネル工事
- 2 工事場所  
福岡県宮若市山口～福岡県福津市本木
- 3 工事概要  
トンネル工 (NATM) 1式  
トンネル延長842m  
幅員 9.5m  
内空断面積 52.6㎡
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称

福岡県北九州県土整備事務所

(2) 所在地

北九州市八幡西区則松三丁目7番1号

5 落札者を決定した日

平成26年12月24日

6 落札者の氏名等

(1) 氏名

清水・松本・大島特定建設工事共同企業体

(2) 代表者

清水建設株式会社九州支店

(3) 代表者住所

福岡市中央区渡辺通三丁目6番11号

7 落札金額 (消費税及び地方消費税を含む。)

2,635,200,000円

8 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

9 入札公告日

平成26年9月19日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑後市大字熊野字平藏免76番1、77番1及び78番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階  
株式会社 コスモス薬品

代表取締役 宇野 正晃

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・交通情報管理システム（警察署等端末）賃貸借
- ・検問用資機材賃貸借

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加することができない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってそ

の役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者  
カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 役員名簿（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成27年3月18日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

交通情報管理システム（警察署等端末）賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成27年6月1日から平成32年3月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争

入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成27年4月8日(水)現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2590

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成27年2月27日(金)から平成27年4月7日(火)までの県の休日を除く毎日、

午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成27年4月8日(水)午後5時45分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時

平成27年4月9日(木)午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税8%を含めた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札内訳書の積算が誤った入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for terminal computers to be linked with the Traffic Information Management System for use at police stations and places.

(2) Time Limit of Tender

5:45 PM on April 8, 2015

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext 2590)



## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 調達内容

## (1) 調達案件名

検問用資機材賃貸借契約

## (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

## (3) 賃貸借期間

平成27年8月1日から平成32年7月31日までの間

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。）

平成27年4月8日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

## (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

## (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

## (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

## (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2590

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

平成27年2月27日（金）から平成27年4月7日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

## (1) 提出場所

5の部局とする。

## (2) 提出期限

平成27年4月8日（水）午後5時45分



## (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

## (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

## (2) 日時

平成27年4月9日（木）午前11時30分

## 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札、又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札内訳書の積算が誤った入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(10) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for sets of equipment and devices for road traffic inspection purposes.
- (2) Time Limit of Tender  
5: 45 PM on April 8, 2015
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141 (Ext.2590)

公告

平成27年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

二級建築士試験にあつては平成27年7月4日現在、木造建築士試験にあつては平成

27年7月25日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を3年以上有するもの
- (3) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（平成21年1月福岡県告示第169号）により受験資格を認められた者
- (4) 建築実務の経験を7年以上有する者

2 試験

(1) 方法

ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

イ 設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成25年及び平成26年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。

ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成27年7月5日（日曜日） 午前10時00分～午後5時10分	福岡市東区松香台二丁目3-1 九州産業大学
設計製図の試験	平成27年9月13日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	福岡市博多区博多駅前二丁目9-28 福岡商工会議所
		福岡市博多区博多駅南一丁目8-31 九州ビル

## イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	平成27年7月26日(日曜日) 午前10時00分～午後5時10分	福岡市早良区西新三丁目 12-14 西南学院大学
設計製図の試験	平成27年10月11日(日曜日) 午前11時00分～午後4時00分	福岡市東区松香台二丁目 3-1 九州産業大学

## 3 受験の申込手続

## (1) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、ウの受付場所に直接提出すること。

イ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間	受付場所
平成27年4月9日(木曜日)～ 4月13日(月曜日)	午前10時00分～午後5時00分	福岡市博多区博多駅東三 丁目14-18 福岡建設会館702会議室

## (2) インターネットによる受験申込み

ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

イ 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaic.or.jp/>) において必要な事項を入力し申し込むこと。

ウ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センターが指定するクレジットカード又はコンビニエンスストア決済により納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間

平成27年3月23日(月曜日)～3月30日(月曜日)

受付開始日の午前10時00分～  
受付終了日の午後4時00分

## (3) 郵送による受験申込み

ア 郵送による受験申込みについては、次の①又は②に該当する者に限り行うことができる。

① 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、受験票又は合否の通知書が貼付されているもの

② 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票を添付しているもの

イ 受験申込書は、エの送付先に簡易書留郵便で送付すること。

ウ 受験手数料は、公益財団法人建築技術教育普及センター指定の払込用紙により、ゆうちょ銀行又は郵便局で納付すること。なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 受験申込みの受付期間等

受付期間	送付先
平成27年3月16日(月曜日)～3月30日(月曜日)	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

## 4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は平成27年8月25日(火曜日)頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は同年9月8日(火曜日)頃、最終合格者の氏名は同年12月3日(木曜日)頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部(福岡市博多区博多駅東二丁目9-1)及び公益社団法人福岡県建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaic.or.jp/>)に掲載して行う。

## 5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及セ

ンター本部（電話03-6261-3310）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

### 公告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集します。

#### 1 意見募集期間

平成27年2月16日から平成27年3月17日まで

#### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字内橋字門田38番1、字コモハラ46番1から46番3まで、47番及び48番

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字法正寺240番地

社会福祉法人 相和会

理事 井中 卓良

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 落札に係る契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

#### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

##### (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

##### (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

#### 3 落札者を決定した日

平成27年1月22日

#### 4 落札者の氏名及び住所、落札金額

	件名	機種番号	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額 (1枚(カウント)当たりの単価、税抜き)
(1)	本庁・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.53円 0.53円 0.53円 0.53円 0.53円
(2)	福岡地区・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.74円 0.74円 0.74円 0.74円 0.74円
(3)	北九州地区・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.95円 0.95円 0.95円 0.95円 0.95円
(4)	筑豊地区・モノクロ	A B C D	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	1.05円 1.05円 1.05円 1.05円

(5)	筑後地区・モノクロ	A	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.81円
		B			0.81円
		C			0.81円
		D			0.81円
(6)	本庁・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.64円 3.22円
(7)	本庁・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.46円 3.10円
(8)	本庁・カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.33円 3.00円
(9)	福岡地区・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	1.83円 6.40円
(10)	福岡地区・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.52円 3.24円
(11)	福岡地区・カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.59円 3.30円
(12)	北九州地区・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	2.45円 5.30円
(13)	北九州地区・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.53円 3.80円
(14)	北九州地区・カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.67円 3.86円

(15)	筑豊地区・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	1.33円 3.80円
(16)	筑豊地区・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	1.46円 4.20円
(17)	筑後地区・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.72円 4.80円
(18)	筑後地区・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.52円 3.19円
(19)	筑後地区・カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社九州支店	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.34円 3.17円

## 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 6 入札公告日

平成26年12月5日

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校教職員用パソコン賃貸借契約 一式

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課

## (2) 所在地



福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成27年1月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

東京センチュリーリース株式会社福岡営業部

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

75,383,654円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成27年1月6日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成17年福岡県規則第40号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部砂防課に備え置きます。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第109号）が制定されたこと等に伴い、必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年2月27日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市太郎丸字萩原26番1、28番1、30番1、30番5、31番1、33番1、36番1及び1401番2から1401番4まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市太郎丸15番地の1

有限会社 ホテル蘭

代表取締役 稲富 等

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成27年1月22日



## 4 落札者の氏名及び住所、落札金額

番号	件名	機種	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額 (1枚(カウント)当たりの単価、税抜き)
1	警察本部	20枚機	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.78円
		35枚機			
		45枚機			
		55枚機			
2	福岡地区	20枚機	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.59円
		35枚機			
		45枚機			
		55枚機			
		70枚機			
3	北九州地区	20枚機	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.65円
		35枚機			
		55枚機			
		70枚機			
4	筑後地区	20枚機	富士ゼロックス福岡株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.80円
		45枚機			
		55枚機			
5	筑豊地区	20枚機	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.58円
		45枚機			
		55枚機			
		70枚機			

## 5 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

## 6 入札公告日

平成26年12月9日

## 公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

## 1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目7番26号

## 2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代一丁目2番4号

## 3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所

福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

## 4 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成27年	6月1日（月）、6月8日（月）、6月15日（月）
第2回	平成27年	8月10日（月）、8月17日（月）、8月24日（月）
第3回	平成27年	11月9日（月）、11月16日（月）、11月30日（月）

## 5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生 4時間

理容所の衛生管理 14時間

## 6 受講予定人数

第1回25名、第2回10名、第3回15名

## 7 受講料

18,000円

## 公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資

格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館  
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所  
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程

次の日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成27年	6月1日（月）、6月8日（月）、6月15日（月）
第2回	平成27年	8月10日（月）、8月17日（月）、8月24日（月）
第3回	平成27年	11月9日（月）、11月16日（月）、11月30日（月）

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生 4時間  
美容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人数

第1回175名、第2回150名、第3回160名

7 受講料

18,000円

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年2月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡県三井郡大刀洗町大字高樋字餅田1669番、1670番4、1676番1、1676番5から1676番7まで、1678番6、1694番8、1699番5、1699番8、1705番12、1705番13、字野間1712番5、1712番6、1715番4、1716番2、1717番4、1720番5、1720番8、1721番5、1721番8、1723番7、1726番4、1729番6、1729番9、1730番1から1730番7まで、1732番1、1732番2、1733番1から1733番7まで、1734番1から1734番4まで、1735番1から1735番4まで、1736番1から1736番3まで、1740番5、1740番8、1746番4、1755番5、1755番8、1755番9、1760番1から1760番4まで、1761番1、1762番1及び1762番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

熊本県菊池郡大津町杉水3421-61  
有限会社 栗山ターフメンテナンス  
代表取締役 栗山 重行

公安委員会

福岡県公安委員会規則第2号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年2月27日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高速自動車国道の部東九州自動車道の項中

北九州市小倉南区大字堀越字内ノ尾272番4から京都郡みやこ町下原字長光370番2まで

北九州市小倉南区大字堀越字内ノ尾272番4から京都郡みやこ町下原字長光370番2まで

を

に改め、同表県道の部行橋添田線

豊前市大字久路土53番3から築上郡上毛町大字上唐原の福岡県と大分県との境界まで

の項の次に次のように加える。

犀川豊前線

豊前市大字久路土91番4から同市大字塔田618番6まで

#### 附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

#### 福岡県公安委員会告示第60号

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年2月27日

福岡県公安委員会

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示  
猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程（平成21年12月福岡県公安委員会告示第361号）の一部を次のように改正する。

第3条中「20日まで」を「20日前まで」に改める。

第4条中「第81条」を「第80条」に改める。

第9条第3項中「第82条」を「第81条」に、「別記様式第71号」を「別記様式第69号」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成27年3月1日から施行する。

### 海区漁業調整委員会

#### 筑前海区漁業調整委員会指示第168号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

平成27年2月27日

筑前海区漁業調整委員会

会 長 本田 清一郎

#### 1 指示の対象

次の(1)もしくは(2)に該当する場合

- (1) 5トン未満の船舶で一本釣りを行う場合
- (2) 5トン以上の船舶で一本釣りを行う場合（但し、小型いか釣り漁業許可を有する船舶は除く。）

#### 2 指示の適用海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線以北のうち、宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内を除いた海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

#### 3 集魚灯の制限

- (1) 集魚灯に使用する電球の光力は、45キロワット以内とする。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。
- (2) 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装着できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計は21個以内）。

#### 4 指示期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

### 内水面漁場管理委員会

#### 福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成27年2月27日

福岡県内水面漁場管理委員会  
会 長 稲田 善和

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

2 指示の期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

---

**福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号**

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成27年2月27日

福岡県内水面漁場管理委員会  
会 長 稲田 善和

1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで